

○おおえ良縁結びたい事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、本町の少子高齢化の進行と過疎化を防止するとともに、次世代を担う後継者の結婚を推進し地域への定着を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、結婚を希望しておりその支援が必要な者で、結婚後町内に居住する意思のある者（以下「婚活生」という）に対し、婚活コーディネーター制度を設置する。

(委嘱)

第 3 条 婚活コーディネーターは公募により受け付け、希望する者は婚活コーディネーター登録申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 婚活コーディネーターは、次の各号に該当する者の中から、町長が委嘱し、婚活コーディネーター登録証（様式第 3 号）を交付する。

(1) 町内に住所を有し、未婚者支援に熱心に取り組めるおおよそ 30 歳以上の既婚者であること。

(2) 町民から信頼され、個人の秘密を守れるものであること。

(3) 結婚紹介を業としているものでないもの。

(4) その他特段業務に支障となることがないもの。

3 原則として、婚活生データ表（様式第 2 号）に記載した者を担当婚活生とする。ただし、婚活生の三親等内の親族は担当となることができない。

4 町長は、前 2 項の定めによる婚活コーディネーターに対し、予算の範囲内で活動費として別表のとおり謝金を支払うことができる。

(任期)

第 4 条 婚活コーディネーターの任期は特に定めないこととする。ただし、婚活コーディネーターの申し出により辞めることができる。

(任務)

第 5 条 婚活コーディネーターの任務は次によるものとする。

(1) 結婚の推進に関し助言を行うこと。

(2) 婚活事業に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(3) 町や関係機関との連絡調整及び協力をすること。

(4) その他目的達成に必要なこと。

2 婚活コーディネーターの任務を行ったときは、活動内容を翌月の 10 日まで活動報告書（別紙様式第 4 号）により町長に提出する。

(成婚報償金)

第 6 条 事業年度内に担当する婚活生を成婚に導いた婚活コーディネーターは、婚姻届が

受理された日から 1 ヶ月以内に必要書類を添えて婚活コーディネーター成婚報告書（様式第 5 号）を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の提出があった場合、婚姻 1 組につき 10 万円の報償金を婚活コーディネーターに支払うことができる。
- 3 報償金を支払うことができる婚姻は次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 婚姻するもののいずれかが自身が担当している婚活生であること。
 - (2) 婚姻後は、双方が町内に居住する者であること。

（報償金の返還）

第 8 条 町長は、請求者が虚偽の申請その他不正の手段により報償金の支払いを受けた場合は、支払いを取り消し、報償金の返還を請求することができる。この場合において、請求者は、既に支払いを受けた報償金を速やかに町長に返還しなければならない。

（免職）

第 9 条 婚活コーディネーターが、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を町長は免ずることができる。

- (1) 自己の都合により解任を申し出たとき。
- (2) 個人の秘密を守らなかったとき。
- (3) 婚活コーディネーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 婚活生から解任の申し出があったとき。
- (5) その他町長が解任の必要を認めたとき。

（秘密の保持）

第 10 条 婚活コーディネーターは個人の情報を他人に漏らしてならないものとし、その職を退任したときも同様とする。

（その他）

第 11 条 この要綱に定めるほか、必要な事項は町が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 3 月 10 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

謝金

区 分	対象期間	単 価	摘 要
第 3 条により委嘱された 婚活コーディネーター	1 年間	10,000 円	活動に係る交通費等含む。 ただし、1 年間に満たない場合は月 割で謝金を支払うものとする。